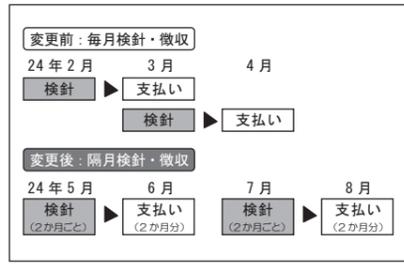


# 水道料金と下水道使用料

4月から2カ月分まとめたの支払いに変わります

水道料金と下水道使用料について、これまでの「毎月検針・毎月徴収」を、左図のとおり4月から2カ月に1回の「隔月検針・隔月徴収」に変更します。

水道・下水道の検針と料金・使用料について



水道メーターの検針を2カ月ごと奇数月に行います。水

道料金と下水道使用料は、2カ月分まとめて偶数月での支払いとなります。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

▼日時 2月9日(木) 午後2～4時  
▼場所 ゆめトピア長船  
▼内容 吉沢徹弁護士による講演、県警音楽隊の演奏など

と協力し、情報の収集、人権侵犯事件の調査・処置、当事者の利害・主張の調整を行い、事案の円満な解決を図っていきます。さらに、人権に関する啓発活動も行っています。

■問い合わせ先  
上水道業務課

■問い合わせ・通報先  
条例に関すること  
地域安全推進室

に掲載)を行っていただきます。相談料は無料。秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

☎0869・22・1325  
下水道業務課

☎0869・22・3904  
岡山県警察本部  
組織犯罪対策第二課

■問い合わせ先  
人権啓発室

☎0869・22・5151  
ご協力をお願いします  
暴力団排除

☎0869・34・6110  
公益財団法人岡山県暴力  
追放運動推進センター

☎0869・22・3922  
公表します  
農地の実勢賃借料情報

「暴力団を恐れない」「資金を提供しない」「利用しない」を基本理念とした、瀬戸内市暴力団排除条例が平成23年12月22日から施行されています。行政と市民が一体となって、暴力団を孤立化させ排除しましょう。また、暴力団排除に関する情報の提供をお願いします。

1月1日付けで、山下隆志氏と表幸子氏が人権擁護委員に就任しました。いずれも任期は平成26年12月31日までの3年間です。

瀬戸内市農業委員会では、平成23年1月1日から平成23年12月31日までに、本市において農地法および農業経営基盤強化促進法により賃借された実勢の賃借料を集計したものを、下表のとおり情報提供します。

瀬戸内市実勢賃借料情報(年間10アール当たり)

区分	地域名	平均額 円	最高額 円	最低額 円	データ数 筆
田	牛窓町	-	-	-	3
	邑久町	6,200	10,000	2,200	605
	長船町	5,900	10,000	2,000	189
畑	牛窓町	8,500	10,200	4,000	14
	邑久町	-	-	-	6
	長船町	-	-	-	6

※1 使用貸借権の設定および著しく高い価格または低い価格の設定は集計対象から除く。  
※2 集計対象となるデータ数が少ない場合は公表しない。

## 意見書を提出できます 生活環境影響調査

市では、クリーンセンターかもめの焼却炉改造工事にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第9項において準用する同法第9条の3第2項の規定により一般廃棄物焼却施設に係る生活環境影響調査書を一般の縦覧に供します。

- ▽縦覧場所 生活環境課
- ▽縦覧期間 2月6日(月)～3月5日(月)
- 午前9時～午後5時  
(土日祝日を除く)
- ▽施設の名称 クリーンセン



クリーンセンターかもめ

- ターかもめ
- ▽事業の名称 クリーンセンターかもめ改造事業
- ▽施設の種類 一般廃棄物焼却施設(炉等の改造)
- ▽施設において処理する一般廃棄物の種類 可燃ごみ
- ▽施設の能力 43ト/日
- ▽実施した生活環境影響調査の項目 4項目(大気質・騒音・振動・悪臭)

係を有する人は環境保全の見地から意見書を市長に提出することができま。

- ▽提出期限 3月21日(水) 午後5時
- 問い合わせ・提出先  
〒701-4292  
瀬戸内市邑久町尾張300-1  
瀬戸内市生活環境課

## 国民健康保険被保険者へ 整形外科・接骨院のかり方

整骨院などの看板や広告に「各種保険取扱」とあっても、健康保険が使えない場合があります。

- ・急性などの外傷性捻挫・打撲・挫傷(肉離れなど)
- ・日常生活による疲れ、体調不良や単なる肩こり
- ・スポーツなどによる肉体疲労
- ・病氣(神経痛・五十肩・ヘルニアなど)からくる痛み
- ・脳疾患後遺症などの慢性病
- ・外科・整形外科で治療中のもの(同時期・同部位)
- ・負傷原因が外傷性でない場合
- ・労働災害や通勤災害の場合
- ・マッサージ目的など
- ※「療養費支給申請書」の負傷名、負傷原因、負傷部位、施術日、施術内容、通院回数、支払金額を確認し、必ず自分で署名してください。
- ※必ず領収証を発行してもらい、金額の確認をしてください。

## ねんきんのおはなし♪

### 源泉徴収票が送付されます

厚生年金・国民年金の「老齢年金」など、老齢(退職)を支給事由とする公的年金は、税法上「雑所得」として所得税の課税対象になります。

このうち、「老齢年金」の額が108万円以上の人(65歳以上の人)は158万円以上)については、所得税を源泉徴収することになっています。

日本年金機構では、平成23年1～12月中に「老齢年金」を受け取った人全員に平成24年1月に源泉徴収票を送付しています。

源泉徴収票は、税務署で年金以外に給与収入があり確定申告をするときや、源泉徴収の還付を受けるときに添付する必要があります。

2月になっても源泉徴収票が届かないときや紛失した場合は、「ねんきんダイヤル」にお電話ください。お急ぎの場合は、お近くの年金事務所でも再発行しますのでお申し出ください。

なお、「障害年金」や「遺族年金」については非課税ですので、源泉徴収票の送付はありません。

- 問い合わせ先  
岡山東年金事務所  
☎086-270-7929  
ねんきんダイヤル  
①固定電話・携帯電話は  
☎0570-05-1165  
②IP電話・PHSは  
☎03-6700-1165

- 問い合わせ先  
市民課  
☎0869・22・1790
- ※施術内容について、市民課国保年金係からお尋ねすることがあります。医療費の適正化を図る一環としてご協力をお願いします。